

---

プロジェクト **実務対応報告第 18 号の見直し**

項目 **本日の審議事項**

---

### 検討の経緯

1. これまで、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」及び実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しについて、第 91 回実務対応専門委員会（2016 年 9 月 8 日開催）及び第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）より、下記の点から審議を重ねてきた。
  - (1) 国内子会社又は国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の、連結財務諸表作成における国内子会社及び国内関連会社の取扱いの検討
  - (2) 修正項目の検討
2. 前回の企業会計基準委員会（2016 年 12 月 2 日）及び第 95 回実務対応専門委員会（2016 年 12 月 5 日）では、国内子会社又は国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の取扱いのみ改正する公開草案を出すことを提案し、特に異論は聞かれなかった。

### 本日の審議事項

3. 本日の企業会計基準委員会では、以下について公表の承認に関するご審議を頂きたい。
  - (1) 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（審議事項(2)-2）
  - (2) 実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（審議事項(2)-3）
  - (3) コメントの募集及び公開草案の概要（案）（審議事項(2)-4）

このうち、(1)及び(2)が公表議決の対象となる。

以 上